

町立認定こども園開設に係る
基本計画

平成30年3月

京丹波町

～ 目 次 ～

| | |
|---|----------------|
| 〔第1章〕計画策定の経過と目的 | 1～4 頁 |
| 1. 国及び町の動向 | 1 |
| 2. 就学前児童を取り巻く現状と課題 | 1 |
| 3. 認定こども園とは | 3 |
| 4. 目指すべき方向性 | 4 |
| 5. 開設に向けたスケジュール | 4 |
| 〔第2章〕計画の基本的な考え方 | 5～8 頁 |
| 1. 計画策定の流れ | 5 |
| 2. 検討及び取り組み経過 | 7 |
| 3. 計画の進行管理 | 8 |
| 〔第3章〕認定こども園の運営方針 | 9～11 頁 |
| 1. 所管部署 | 9 |
| 2. 設置（予定）状況 | 9 |
| 3. 入所対象児童 | 10 |
| 4. 開所日及び開所時間 | 10 |
| 5. 長期休業 | 11 |
| 6. 保育時間 | 11 |
| 7. 広域入所 | 11 |
| 〔第4章〕運営に関する基本的事項 | 12～15 頁 |
| 1. 基本指針 | 12 |
| 2. 1日の活動計画（スケジュール） | 13 |
| 3. 職員体制 | 14 |
| 4. 昼食対応 | 14 |
| 5. 通園方法 | 14 |
| 6. 地域との連携 | 14 |
| 7. 地域子ども・子育て支援事業 | 15 |
| 8. 保護者会（PTA）のあり方 | 15 |
| 〔第5章〕特色を生かした園の運営方針 | 16 頁 |
| 1. 幼稚園と保育所の良さの取り入れ方 | 16 |
| 2. 特色を生かした園運営のあり方 | 16 |
| 〔資料編〕参考資料 | 17～29 頁 |
| 1. 町子ども・子育て審議会の設置に関する条例 | 18 |
| 2. 統合園舎整備検討部会の設置に関する規程 | 19 |
| 3. 町子ども・子育て審議会傍聴規程 | 19 |
| 4. 町子ども・子育て審議会及び統合園舎整備検討部会委員名簿 | 21 |
| 5. 町子ども・子育て審議会及び統合園舎整備検討部会開催経過 | 22 |
| 6. 「諮問書」及び「答申書」 | 23 |
| 7. パブリックコメント実施結果 | 24 |
| 8. 町子ども・子育て審議会答申書（第1期分）〈関係部分抜粋〉 | 26 |
| 9. 町総合計画〈関係部分抜粋〉 | 27 |
| 10. 町子ども・子育て支援事業計画〈関係部分抜粋〉 | 28 |
| 11. 町認定こども園開設準備委員会設置規程 | 29 |

（注）整備を計画している須知幼稚園と上豊田保育所（下山分園含む）の統合園舎に関し、策定時点において正式名称が確定していないことから、本計画内では「（仮称）たんばこども園」と表記しています。

第1章 計画策定の経過と目的

1. 国及び町の動向

核家族化の進行、就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していく必要があることから、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「関係法律の整備法」の総称。以下「関連3法」という。）を制定し、関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度にスタートしました。

本町においては、関連3法の一つである「子ども・子育て支援法」に基づき、平成25年8月に「京丹波町子ども・子育て審議会」（以下「審議会」という。）を設置し、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るための指針として「京丹波町子ども・子育て支援事業計画」（以下「支援事業計画」という。）を平成27年3月に策定しました。

支援事業計画においては、幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の方向性を「幼保連携型認定こども園の基準が見直され、内閣府所管のもと幼稚園と保育所の良さを活かした形での運営が可能となり、本町がめざす就学前の子どもに対する幼児教育・保育の考え方と合致するものとなっています。このことから、本町においては、幼保連携型認定こども園への移行を目標に定め、取り組みを進めます。」と示しています。

また、支援事業計画策定時における審議会からの答申（平成27年2月12日提出）においても、「須知幼稚園と上豊田保育所は統合し、幼稚園と保育所の良さを取り入れた『幼保連携型認定こども園』として新たにスタートさせたいと、適正規模に応じた施設を整備する。また、みずほ保育所と瑞穂子育て支援センター（短時部）、わち保育所と和知子育て支援センター（短時部）についても、幼保連携型認定こども園制度に基づく施設へと移行する。」とされており、これらの経過を踏まえ、就学前児童の健やかな育成支援を理念に認定こども園開設に向けた検討を重ね、平成28年度に「町立認定こども園開設に係る基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、平成29年度には本計画と「京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎建設基本計画」（以下「新園舎建設基本計画」という。）をとりまとめました。

2. 就学前児童を取り巻く現状と課題

本町における就学前児童に対する教育・保育施策としては、文部科学省が所管する「幼稚園」、厚生労働省が所管する「保育所」、町が設置する「子育て支援センター（短時部）」があり、それぞれ関係法令等に基づいて運営をしています。

しかし、少子化や就労環境の変化等により、就学前児童を取り巻く環境は様変わりをし、将来にわたる施策のあり方について検討が求められています。

そのような状況を踏まえ、支援事業計画策定時における審議会からの答申を基に改めて現状を分析し、次のとおり課題等を整理しました。

（１）将来推計人口から見る児童数の推移

支援事業計画策定時に算出した将来推計人口を見ると、総人口に比例して就学前児童数も減少傾向にあります。就学前児童数の減少に伴い入所対象児童数は減少しますが、国が掲げる「１億総活躍社会」の推進等により、近年は０～２歳児の入所児童数が増加傾向にあることから、そのことも加味したうえで入所児童数の将来推計を見込む必要があります。

（２）老朽化施設への対応

須知幼稚園（昭和 53 年建築）と上豊田保育所（昭和 55 年建築）の施設が老朽化し、安全面や保育ニーズへの対応面等からも必要に応じた修繕や改修では対応しきれない状況にあります。下山分園（昭和 47 年建築）に関しても耐震補強が必要な状況ですが、将来推計児童数や財政状況から見ても３施設の建て替えは困難な状況にあります。

施設建設に関しては、建設費と将来にわたる維持管理経費を含めて検討する必要があり、財政状況や費用対効果の面から見ても、統合園として１園建設することが望ましいと考えます。

（３）子どもを中心とした環境整備

幼稚園は文部科学省管轄の教育施設、保育所は厚生労働省管轄の保育施設として位置付けられ、子育て支援センター（短時部）は町独自施策の幼児の福祉増進を目的とした施設であることから、町立であるにも関わらず目的や運営等の基礎となるものが違います。また、少人数ではできない集団生活の中での教育を行うためには、適正規模・適正人員を確保する必要があります。

京丹波町のすべての就学前児童に対して、同一条件のもとで公平に教育・保育を提供するためには、新たな枠組みによる検討が必要であり、国が推進する幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「幼保連携型認定こども園」が本町の目指す方向性と合致する状況にあります。

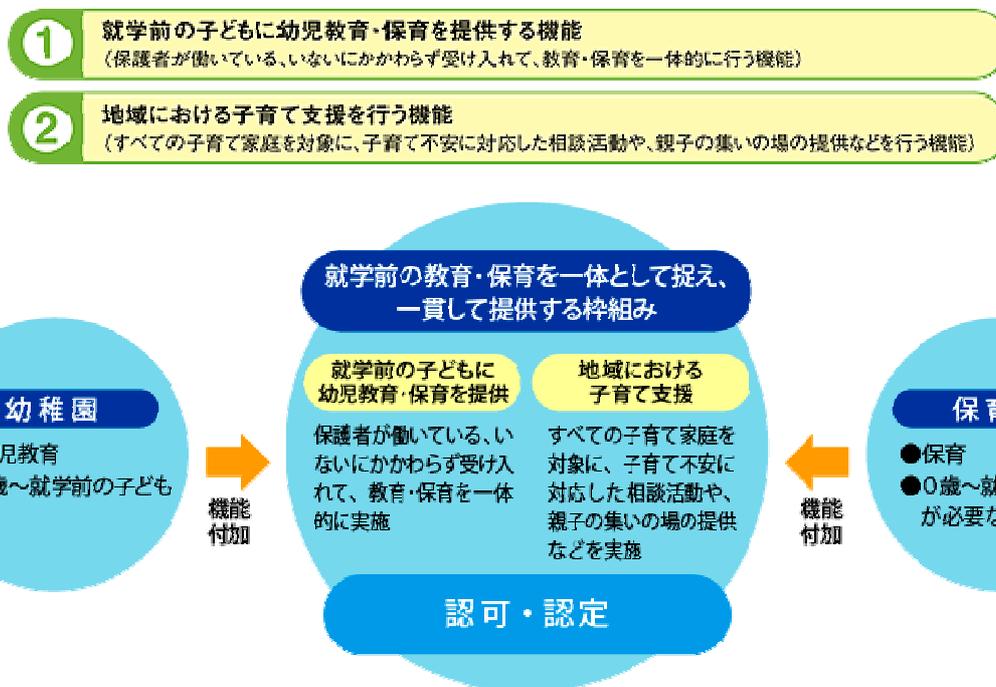
（４）幼保連携型認定こども園の特徴

距離的に町内全域から幼稚園に通うことが困難な状況からすると、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「幼保連携型認定こども園」に移行することで、京丹波町のすべての児童に同じ条件のもとでの教育環境を提供できます。また、就労を条件としない子育て支援センター（短時部）事業を町独自施策として行っていますが、認定こども園に移行することで国等の制度に基づくものとなるため、加入保険等を含め入所児童に対して統一した対応を図ることができるとともに、次のようなメリットがあります。

- ・就労の有無に関わらず利用が可能のため、転所の心配がありません。
- ・対象児童の枠組みを広げることで、必要規模の集団を保ちやすくなります。
- ・幼稚園と保育所双方の良さを取り入れることで、町内の就学前児童に対し総合的な教育・保育環境を整えることができます。

3. 認定こども園とは

教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができます。



認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがあります。なお、認定こども園の認定を受けても幼稚園や保育所等はその位置付けは失いません。

〔幼保連携型〕

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを有します。

〔幼稚園型〕

認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。

〔保育所型〕

認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。

〔地方裁量型〕

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。

※内閣府ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/gaiyou>) より抜粋

4. 目指すべき方向性

本町の就学前児童施策のあり方としては、支援事業計画策定時における審議会からの答申でも示されているとおり、すべての町立幼稚園及び保育所、子育て支援センター（短時部）を『幼保連携型認定こども園』に移行するものとし、統合に関しては次のとおり整理をしたうえで、3つの町立認定こども園開設に向けた取り組みを推進します。

①須知幼稚園と上豊田保育所（下山分園含む）の統合園

②みずほ保育所と瑞穂子育て支援センター（短時部）の統合園

③わち保育所と和知子育て支援センター（短時部）の統合園 *現「わちエンジェル」

*①の統合園に関しては、施設老朽化等の課題解消を図るため、適正規模に応じた施設を新たに整備するものとし、本計画とは別に「新園舎建設基本計画」を策定します。

5. 開設に向けたスケジュール

幼保連携型認定こども園の開設にあたっては、長い歴史を有する幼稚園と保育所、そして子育て支援センター（短時部）の良さを生かし、就学前教育・保育の充実を図る観点から、現場職員や保護者、地域住民、関係者と十分に時間をかけて調整や協議が図れるよう、統合園舎建設も考慮したうえで、平成34年4月1日を開園目標に設定します。

《スケジュール概要》

- 平成30年度
…基本計画に基づく調整、関係機関による検討・協議（開設準備委員会及び部会等も含む）、新園舎建設に向けた整備（測量・設計・工事等）
- 平成31年度
…基本計画に基づく調整、関係機関による検討・協議（開設準備委員会及び部会等も含む）、新園舎建設に向けた整備（測量・設計・工事等）
- 平成32年度
…基本計画に基づく調整、関係機関による検討・協議（開設準備委員会及び部会等も含む）、新園舎建設に向けた整備（測量・設計・工事等）
- 平成33年度
…開園に向けた最終調整、認可等に関する申請事務手続き、新園舎建設に向けた整備（測量・設計・工事等）
- 平成34年4月1日
…町立幼稚園及び保育所・子育て支援センターを幼保連携型認定こども園として新たに開設

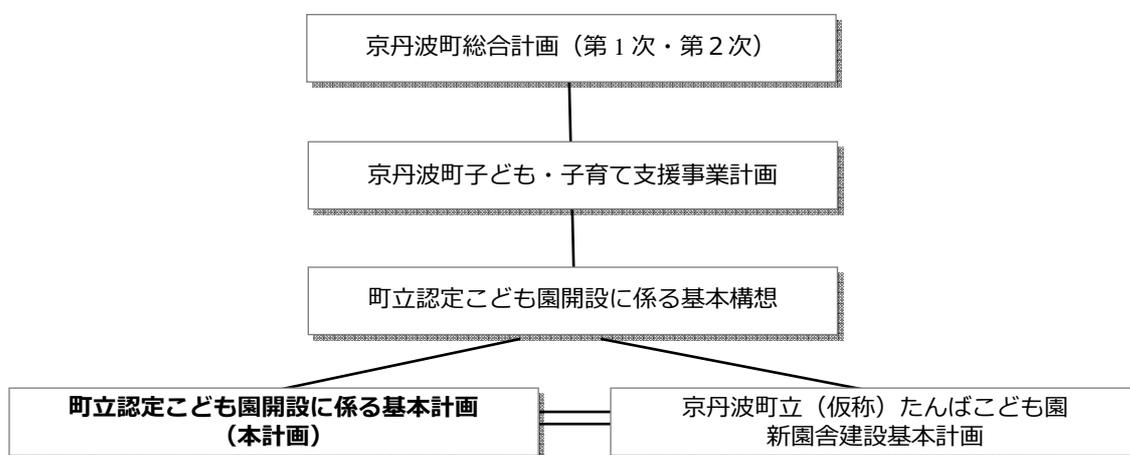
第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の流れ

(1) 関連計画との位置付け

本計画は、町のマスタープランである総合計画を最上位とし、「支援事業計画」及び「基本構想」を上位に位置付けて策定します。

なお、本計画は基本構想の内容を踏襲することから、同時期に策定する「新園舎建設基本計画」を関連計画として、整合性を図るものとします。



【 関係計画相関図 】

〔参考1〕最上位計画における目標設定

○京丹波町総合計画（第1次:平成19年策定 / 第2次:平成29年策定）

基本方針2「地域総がかりで育む子育てからひとづくり」における施策の一つとして、幼保連携型認定こども園への移行及び設置を掲げています。

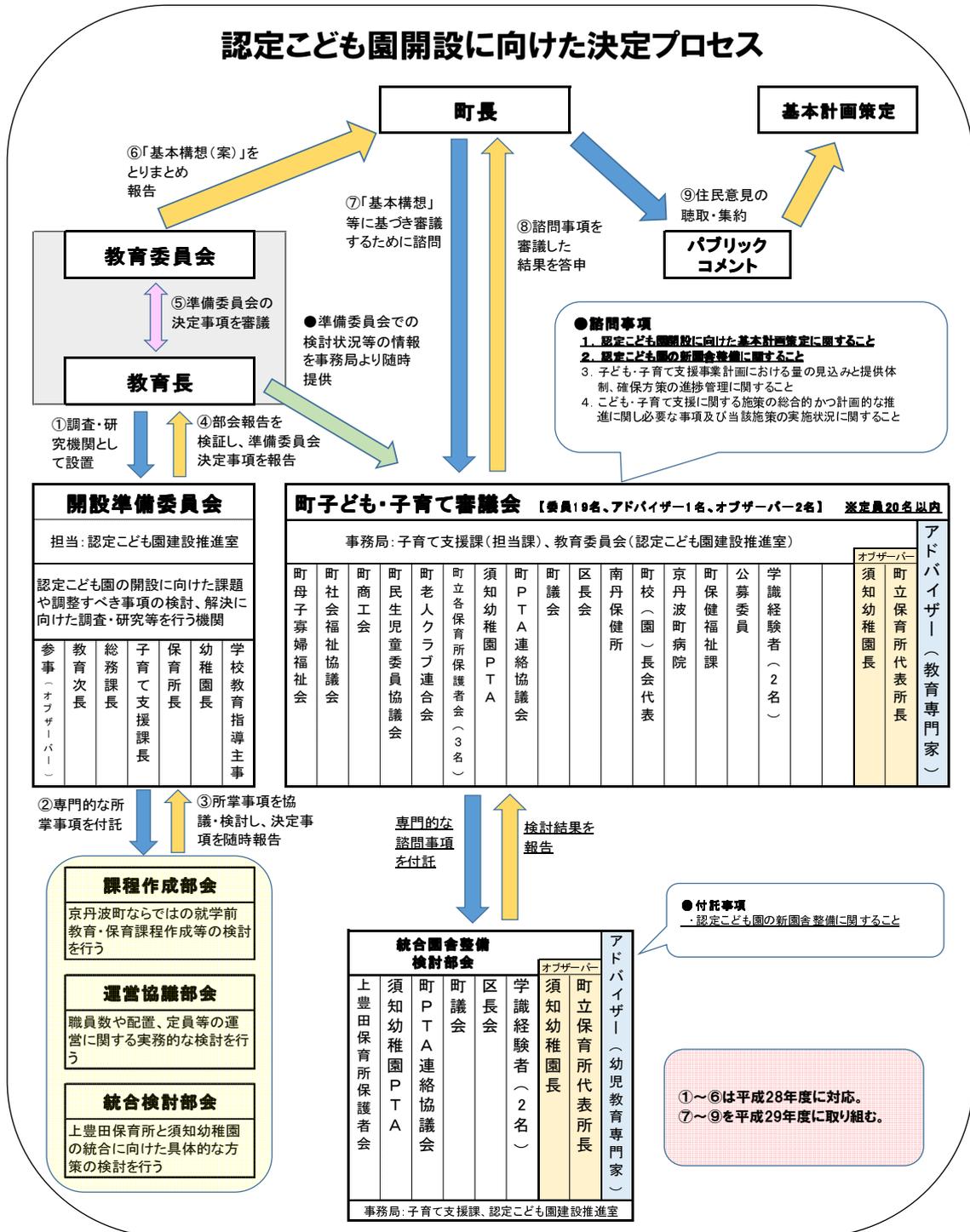
〔参考2〕関連計画との整合性

○京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎建設基本計画（平成30年策定）

基本構想の「第3章 新園舎の整備方針」に基づき、須知幼稚園と上豊田保育所（下山分園含む）の統合園舎整備に関する具体的な方策等を定めていることから、本計画と密接に関連するため、整合性を図ったうえで、それぞれの計画において具体的な内容を示しています。

(2) 検討のプロセス

本計画については、下図のとおり①～⑨までのプロセスに分けて段階的に検討を進めることとし、前段となる基本構想に関する①～⑥は平成28年度に完了していることから、平成29年度は審議会における審議を中心に⑦～⑨に取り組み、策定に向けた調整を図りました。



2. 検討及び取り組み経過

(1) 基本構想の検討及び作成

平成28年度において、教育委員会事務局 学校教育課 認定こども園建設推進室を中心に、子育て支援課、総務課、須知幼稚園、上豊田保育所、みずほ保育所、わちエンジェルが連携し、移行に向けた検討や取り組みを展開するなかで、「町立認定こども園開設にむけた基本構想」を作成しました。

■平成28年度取り組み経過報告

| 月 | 取 り 組 み 内 容 |
|-----|--|
| 6月 | 開設準備委員会(第1回) <15日> |
| 7月 | 運営協議部会(第1回) <14日> 統合検討部会(第1回) <15日> |
| 8月 | 運営協議部会(第2回) <9日> 統合検討部会(第2回) <10日> 開設準備委員会(第2回) <26日> 運営協議部会(第3回) <30日> |
| 9月 | 統合検討部会(第3回) <14日> |
| 10月 | 課程作成部会(第1回) <11日> 統合検討部会(第4回) <19日> 運営協議部会(第4回) <26日> 開設準備委員会(第3回) <28日> |
| 11月 | 職員研修会 <5日> 第1回子ども・子育て審議会での経過報告 <8日> 先進地視察 <14日> ⇒峰山幼稚園・京丹後市教育委員会、かえでこども園(与謝野町) 現場職員によるワークショップ <18日> ⇒テーマ：特色を生かした園運営のあり方と施設整備 課程作成部会(第2回) <28日> |
| 12月 | 統合検討部会(第5回) <15日> 運営協議部会(第5回) <16日> ⇒先進地視察〔かえでこども園(与謝野町)〕 開設準備委員会(第4回) <20日> |
| 1月 | 運営協議部会(第6回) <5日> 統合検討部会(第6回) <19日> 課程作成部会(第3回) <25日> |
| 2月 | 福祉厚生常任委員会(町議会)での経過報告 <6日> 開設準備委員会(第5回) <7日> ⇒正副委員長から教育長へ検討結果報告書の提出 総合教育会議における協議 <13日> |
| 3月 | 第2回子ども・子育て審議会での経過報告 <1日> 教育委員会での審議 <16日> 教育長から町長へ基本構想の提出 <21日> |

◀参考▶開設準備委員会及び部会における会合等開催状況(回数)

●開設準備委員会…5回(視察含む)

・運営協議部会…6回(視察含む) / 統合検討部会…6回 / 課程作成部会…3回

(2) 基本計画の検討及び作成

平成29年度において、基本構想を基に審議会及び統合園舎整備検討部会で検討や審議を重ねた結果に基づき、本計画と「新園舎建設基本計画」の2つの基本計画を作成しました。

なお、審議会等と並行して、行政内部においても開設準備委員会や部会を開催し、基本構想に基づく事業の推進、基本計画策定に向けた検討を行いました。

■平成29年度取り組み経過報告

| 月 | 取 り 組 み 内 容 |
|-----|---|
| 5月 | 開設準備委員会(第1回)〈29日〉 |
| 6月 | 第1回子ども・子育て審議会〈27日〉 |
| 7月 | 開設準備委員会(第2回)〈4日〉 全員協議会(町議会)での基本構想説明〈28日〉 第1回統合園舎整備検討部会〈31日〉 |
| 8月 | 第2回統合園舎整備検討部会〈31日〉 |
| 9月 | アンケート調査の実施〈5日~14日〉 第3回統合園舎整備検討部会〈21日〉 開設準備委員会(第3回)〈26日〉 |
| 10月 | 第2回子ども・子育て審議会〈3日〉 統合検討部会(第1回)〈16日〉 統合検討部会(第2回)〈30日〉 第3回子ども・子育て審議会〈31日〉 |
| 11月 | 統合検討部会(第3回)〈14日〉 第4回子ども・子育て審議会〈17日〉 統合検討部会(第4回)〈28日〉 |
| 12月 | 第5回子ども・子育て審議会〈8日〉 統合検討部会(第5回)〈19日〉 答申書の提出〈26日〉 ⇒正副会長から町長へ基本計画(案)を答申 |
| 1月 | 統合検討部会(第6回)〈22日〉 開設準備委員会(第4回)〈26日〉 |
| 2月 | パブリックコメントの実施〈1日~16日〉 統合検討部会(第7回)〈13日〉 開設準備委員会(第5回)〈26日〉 |
| 3月 | 総務文教常任委員会(町議会)での基本計画説明〈16日〉 第6回子ども・子育て審議会〈29日〉 |

《参考》子ども・子育て審議会及び統合園舎整備検討部会等の会合開催状況(回数)

- ◆子ども・子育て審議会…6回 / ◆統合園舎整備検討部会…3回
●開設準備委員会…5回 / ●統合検討部会…7回

3. 計画の進行管理

国・府の動向をはじめ町施策の充実等により、幼稚園や保育所、子ども・子育て支援事業等の状況が策定時点と異なる可能性があることから、必要に応じて計画内容は見直すものとします。

第3章 認定こども園の運営方針

1. 所管部署

就学前教育・保育の充実を最優先とし、認定こども園業務のみではなく、就学前児童を対象とした事業・施策全体を整理したうえで、教育委員会が所管するものとします。

2. 設置(予定)状況

須知幼稚園と上豊田保育所の統合園（「(仮称)たんばこども園」）をはじめ、みずほ保育所と瑞穂子育て支援センター（「(仮称)みずほこども園」）、わち保育所と和知子育て支援センター（「(仮称)わちこども園」）を移行し、町立の幼保連携型認定こども園を3園開設するものとします。

なお、統合園整備に関する具体的な方針等は、同時期に策定する「新園舎建設基本計画」において示しています。

| 園名(仮称) | 所在地 | 定員 | 年齢別定員 | | 学級数 | 入所対象児 |
|-----------------|---------------------------------|------|-------|-----|------|-------------|
| (仮称) たんばこども園 | *新園舎建設のため検討中 | 180名 | 0歳児 | 14名 | 2クラス | 0歳児 ～5歳児 |
| | | | 1歳児 | 22名 | 3クラス | |
| | | | 2歳児 | 26名 | 2クラス | |
| | | | 3歳児 | 38名 | 2クラス | |
| | | | 4歳児 | 40名 | 2クラス | |
| | | | 5歳児 | 40名 | 2クラス | |
| (仮称) みずほこども園 | 〒622-0311 京丹波町和田大下 42番地1 | 100名 | 0歳児 | 5名 | 1クラス | 0歳児 ～5歳児 |
| | | | 1歳児 | 10名 | 1クラス | |
| | | | 2歳児 | 15名 | 1クラス | |
| | | | 3歳児 | 20名 | 2クラス | |
| | | | 4歳児 | 25名 | 1クラス | |
| | | | 5歳児 | 25名 | 1クラス | |
| (仮称) わちこども園 | 〒629-1117 京丹波町大倉家田ノ上 5番地7 | 90名 | 0歳児 | 5名 | 1クラス | 0歳児 ～5歳児 |
| | | | 1歳児 | 5名 | | |
| | | | 2歳児 | 15名 | 1クラス | |
| | | | 3歳児 | 15名 | 1クラス | |
| | | | 4歳児 | 25名 | 1クラス | |
| | | | 5歳児 | 25名 | 1クラス | |

※いずれの園名も仮称であり、正式な名称は今後調整のうえ決定します。

3. 入所対象児童

就労支援の観点重視するのではなく、母子の愛情形成や町が目指す就学前教育の充実に重点を置いたうえで、現行どおり 10 か月から入所対象とし、次の認定区分に応じて受け入れをするものとします。

【1号認定（幼稚園児に該当）】

町内在住の満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児。

【2号認定（保育所児に該当）】

町内に居住(住民登録等)し実際に生活をしている家庭の児童のうち、満3歳以上で保育を必要とする状況(就労等の理由により保育に欠ける)にある児童。

【3号認定（保育所児に該当）】

町内に居住(住民登録等)し実際に生活をしている家庭の児童のうち、満10か月以上満3歳未満で保育を必要とする状況(就労等の理由により保育に欠ける)にある児童。

《参考》支給認定期間は国に基づくこととしますが、入園決定期間は次のとおり調整します。

【1～2歳児】各年度単位（現行の保育所同様）

【3歳児以上】入所日から卒園までの期間（現行の幼稚園同様）

4. 開所日及び開所時間

開所日及び開所時間、警報発令時の対応は次のとおりとします。

【開所日・時間】 *延長保育時間を含む。

平日：午前7時30分～午後6時30分

土曜：午前7時30分～午後0時30分

【休所日】 *1号認定児童は別に長期休業期間あり。

日曜日、国民の祝日、年末年始及び、その他特に必要とする日

【警報発令対応】

＜2・3号認定＞特別警報発令時は登園の有無に関わらず自宅待機。警報(大雨・暴風等)発令時は原則自宅待機とし、就労状況により対応が困難な場合は登園可能。

＜1号認定＞午前6時現在で警報発令の場合は臨時休園。午前6時以降登園時の間に発令の場合は、登園後園児は園待機、登園前園児は自宅待機。登園後に発令の場合は、教育委員会と協議し対応。

5. 長期休業

1号認定児童については、保護者の就労等の理由で保育ができない状態ではないため、幼稚園と同様に下記のとおり長期休業期間を設けます。ただし、夏期休業期間における集団活動や教育活動時間を確保する観点から、園児や保護者のニーズに応じて受け入れができる制度を検討するものとします。2・3号認定児童については、就労支援の観点から現行どおり年末年始における冬期休業期間を年度毎に設定することとします。

【1号認定児童】

| |
|-------------------|
| 春期休業（3/25日～4/9日） |
| 夏期休業（7/21日～8/31日） |
| 冬期休業（12/24日～1/7日） |

※現行の「京丹波町立須知幼稚園園則」第7条に定められた休園期間であるため、新たに園則を制定する際に期間は調整します。

6. 保育時間

保育（始業・終業）時間及び延長保育時間は、次のとおり設定するものとします。

■1号認定

【始業・終業時間】 午前9時～午後1時30分（登園時間…午前8時30分～9時）

■2・3号認定

【保育時間】

○短時間認定（119時間以下の就労）

- ・平日：午前8時30分～午後4時30分
- ・土曜：午前8時30分～午後0時30分

○標準時間認定（120時間以上の就労）

- ・平日：午前7時30分～午後6時30分
- ・土曜：午前7時30分～午後0時30分

【延長保育】

◇条件…就労等により、午前8時30分～午後4時30分までの8時間を越えて、保育時間の延長が必要と認められる児童（別途提出書類あり）

◇時間…開所時間内において必要と認められる時間（短時間認定児童は延長利用料が必要）

7. 広域入所

1号認定児童に関しては、原則保護者が就労されていない状況で家庭での保育が可能であること、また、広域入所の理由に里帰り出産がありますが産前産後期間は2号認定の対象となること等から、認定こども園では現行同様2号・3号認定児童を対象に委託と受託の広域入所を行うこととします。

《参考》広域入所とは

…住民登録されている児童が保護者の勤務の都合等で他の市町村の保育所等へ入所する制度

第4章 運営に関する基本的事項

1. 基本指針

本町の教育振興計画では、「学校・家庭・地域総がかりで育む子育てからひとづくりへ」を基本理念に、めざす子ども像を「元気なあいさつ、明るい笑顔、仲間を大切に未来に向かって進む京丹波っ子」としており、それらを踏まえた町立認定こども園の基本指針は次のとおり定めるものとします。

なお、本指針は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づくものであり、同要領で示す教育目標が実現できるよう教育課程を編成するよう努めます。

■教育・保育理念

健やかで安定した心と体をはぐくむとともに、一人一人が持つ可能性を引き出し、自己肯定感を高めることにより、自分らしさを発揮できる人間性豊かな子どもを育てる。

■教育・保育方針

- (ア) 豊かな自然環境を取り入れた活動やさまざまな遊びを通じて発達を促すとともに、食育を推進し、規則正しい生活リズムを養うことで心身の健康と安定及び生活習慣の育成を図る。
- (イ) 主体的な活動を促し、自己を十分に発揮することで、自分自身の力を信じる気持ちを培い、自己肯定感を高める。
- (ウ) 安心感と信頼感を持つ中で、体験活動などを積極的に取り入れることにより、自立心の育成と人を思いやり尊重する心を醸成する。
- (エ) 家庭や地域とのつながり、校種間連携による共同活動を取り入れることにより、小学校へのスムーズな接続、世代間を超えた交流及び多様な学びの機会を創出し、やる気と可能性を引き出す。

■教育・保育目標

- ・ 基本的な習慣を身に付け、規則正しい生活が送れる子どもの育成
- ・ 自分で考えて行動し、最後までやりぬくことができる子どもの育成
- ・ 規範意識を持ち、思いやりと尊重の気持ちを大切にできる子どもの育成
- ・ 友達との関わりを大切にし、豊かな社会性や人間性を身に付けた子どもの育成
- ・ 身近な自然や人との関わりの中で愛情や信頼感をはぐくみ、地域を愛しふるさとへの思いを大切にできる子どもの育成
- ・ 物事を多角的に捉え、創造性豊かな考えが持てる子どもの育成
- ・ 異年齢や世代間との交流を通じて、多様な価値観を共有できる子どもの育成

■目指すこども園

- * 安心・安全を第一に考えるこども園
- * 笑顔があふれ、楽しく親しみやすいこども園
- * 子育て支援の役割を担い、保護者や地域から愛され、信頼されるこども園
- * 食育を推進し、健康な心と体をはぐくむこども園
- * 校種間等の多様な連携を通じ、考える力や豊かな感性を培うこども園

2. 1日の活動計画（スケジュール）

| | 3号認定児童 ＜保育所0・1・2歳児＞ | 2号認定児童 ＜保育所3・4・5歳児＞ | 1号認定児童 ＜幼稚園3・4・5歳児＞ | 備考 |
|-------|------------------------|---|-----------------------------------|--|
| 7:30 | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・持ち物の整理 ・身支度 ・出席確認 ・自由あそび |
| 8:30 | 保育活動（あそび） | | 延長（早朝）保育時間 *保護者の送りに 応じて順次登園 | |
| 9:00 | 全入園児童 登園 | | | |
| 9:30 | 保育活動（あそび） | <div style="border: 2px solid black; background-color: yellow; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> 教育課程に基づく活動 </div> | | |
| 10:00 | おやつ | | | |
| 11:00 | 保育活動（あそび） | | | |
| 11:30 | 給食 (準備・片付け・歯磨き) | | | 給食準備 |
| 12:00 | 午睡準備 | 給食（片付け・歯みがき） | | |
| 12:30 | 午 睡 | <div style="border: 1px solid black; background-color: pink; border-radius: 5px; padding: 5px; display: inline-block;"> 【 一日の振り返り 】 </div> | | |
| 13:00 | | | | |
| 13:30 | | 午睡準備 | 降 園 | |
| 14:00 | | 午 睡 | | |
| 15:00 | めざめ・着替え | <div style="border: 2px solid black; background-color: red; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; color: white;"> 保護者が就労の場合 は2号認定で預かれ るため、預かり保育は 設定しない。 </div> | | |
| 15:30 | おやつ (準備含む) | | | |
| 16:00 | 降園準備 | | | |
| 16:30 | 降 園 | | | |
| 18:30 | 保育活動（あそび） | | 延長保育時間 *保護者の迎えに 応じて順次降園 | |

3. 職員体制

就学前教育の充実をはじめ、支援の必要な園児に対して手厚い保育が行えるよう、府認定要件より緩やかな条件のもと、町独自の配置基準を次のとおり設定するものとします。ただし、保育教諭等の確保が困難であることを理由に、入所申込に関する調整を行う必要がある場合等は、状況に応じて府認定要件を用いて対応することとします。なお、職員配置としては、園長・副園長（教頭）・主任・事務職員の各園1名配置を基本に、養護教諭や栄養士、給食調理員等の専門職員を配置するものとします。

■職員（保育教諭等）配置基準

【乳児・幼児】 0歳児…園児3人に1人

1歳児… // 4人に1人

2歳児… // 5人に1人

【年少・年中・年長】 3歳児… // 20人に1人

4歳児… // 25人に1人

5歳児… // 25人に1人

年度当初で園児が馴染むまでの間等においては、必要に応じて保育補助を配置するものとします。

〔参考〕京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例 第4条

0歳児…園児3人に1人

1・2歳児… // 6人に1人

3歳児以上(幼稚園4時間利用分)… // 35人に1人

3歳児(保育所8時間以上利用分)… // 20人に1人

4歳児以上(保育所8時間以上利用分)… // 30人に1人

4. 昼食対応

町立小中学校も含めて完全給食であることや豊かな食を体験する観点等から「完全給食」を導入することとしますが、親子の愛情形成を育む機会の創出を目的に、各園で「お弁当の日」を設定するものとします。また、各園に設置されたランチルームを活用し、食を通じた異年齢児の交流が図れるよう努めます。

5. 通園方法

幼稚園においては現行、「京丹波町立幼稚園通園費に関する条例」及び「京丹波町立幼稚園の通園費補助金交付要項」並びに「京丹波町立幼稚園バス運行規則」により、通園距離片道2km以上の園児を対象に、通園バスの運行と町営バス利用に対する補助を行っていますが、各保育所では保護者送迎としています。現在の状況を踏まえたうえで、認定こども園の役割や位置付けを鑑み、地域の実情に応じた対応を検討するものとします。

6. 地域との連携

「地域でこどもを育てる」との認識のもと、地域性を生かした交流活動や連携に向けた取り組み、体験活動等が行えるよう、各園において積極的な事業展開に努めます。

7. 地域子ども・子育て支援事業

■子育て支援事業（未就園児童対象） 子育て支援ルーム

認定こども園は入所児童に対して教育・保育を提供する施設ですが、子育て支援センターは入所していない児童や保護者の交流を目的としており、不特定の方を対象としている事業のあり方からすると、園舎内における安全管理体制が確保しにくい状況にあります。そのため、支援事業計画に基づく常時利用可能な拠点施設を別の場所で検討するものとし、各園では事業展開を図るうえでのサポート的な対応を図るものとします。ただし、子育てについての相談や助言、援助等に関しては、相談窓口としての役割を担えるよう随時対応するよう努めます。

■一時保育事業（未就園児童対象）

子どもの状況に応じた個別対応ができるよう、子育て支援センター事業と合わせて別の施設で受け入れることとしますが、距離的なことを考慮したうえで利用者が利用しやすい状況を確認するため、各園で定員に空きがあれば受け入れるものとします。

■一時預かり事業（1号認定児童対象）

保護者や家庭の事情により、1号認定児童が定められた終業時間を越えて保育を希望される場合、諸事情を考慮したうえで、開所時間内において一時預かりを行うこととします（利用料は今後において検討）。ただし、就労等により恒常的な利用と判断する場合は、一時預かり事業の対象とはせず、2号認定への変更申請を求めるものとします。

■延長保育事業（2・3号認定児童対象）

2・3号認定児童を対象に、開所時間内において午前8時30分～午後4時30分までの8時間を越えて保育を行う場合、延長保育事業を行います。標準時間認定児童に関しては利用料に延長保育料金が含まれていますが、短時間認定を受けた児童は別途延長利用料が必要となります。（利用料は今後において検討）

■利用者支援事業

子育て中の保護者が集う場所において設置することが望ましいことから、子育て支援センター事業と合わせて実施を検討するものとします。

■病児・病後児保育事業

病児保育や病後児保育に関しては、児童の安全面から多くが医療機関で実施している状況にあるため、認定こども園における事業とは別に検討するものとします。

8. 保護者会（PTA）のあり方

現行は、幼稚園はPTA、保育所は保護者会として活動されていますが、就学前教育の充実に向けて園と保護者の連携を深めることをはじめ、連絡協議会等への参画による関係機関とのつながり、町立認定こども園における情報共有体制の構築を図るためにも、各園でPTAが組織され活動できるよう、協力や支援を行います。

第5章 特色を生かした園の運営方針

1. 幼稚園と保育所の良さの取り入れ方

幼稚園と保育所の良さを認定こども園に生かせるよう、各園の状況を踏まえたうえで、次のとおり良さとして取り入れるべきものを整理します。

- ・食育をはじめ、栄養バランス確保の観点や旬の食材を使い季節感が味わえる献立が取り入れられるよう給食を導入することとし、給食試食会等の食に関する行事も取り入れられるよう調整するものとします。
- ・家庭と園が連携して子どもをはぐくめるよう、お互いの考えや方針が共有できる顔の見える関係づくり構築を目指した取り組みを積極的に推進するものとします。
- ・0歳児から5歳児までが在籍する利点を生かし、認定こども園としての温かい雰囲気のもと異年齢交流を取り入れるものとします。
- ・低年齢から入園できる環境を生かし、就学までを見通した長期間にわたる教育・保育課程を取り入れます。
- ・保育教諭ら職員が常に連携し合い、在籍するすべての園児に関して共通理解を図る中で、同じ視点のもと一人一人を大切にされた教育・保育を実践します。
- ・質の高い就学前教育が提供できるよう、保育教諭の研修や研究時間を確保するとともに、家庭と園が園児の実態を共有する機会、他園と交流する機会を設けるよう努めます。
- ・作業療法士の訪問をはじめ、教育相談機関との連携を図る中で、園児一人一人に応じたきめ細やかな支援が行えるよう努めます。

2. 特色を生かした園運営のあり方

京丹波町としての特色を生かした園運営が行えるよう、基本的な方針やあり方を次のとおり整理するものとします。

- ・豊かな自然を取り入れた温もりと安らぎのある環境の中で、京丹波の未来を担う子どもたちをはぐくみます。また、町の施策と合わせ、木質玩具等の整備や活用に努めます。
- ・認定こども園と小学校が連携を密にすることにより、園児が小学校の環境や生活の流れを事前に知り、安心感と期待感をもって進学できる環境づくりに努めます。
- ・1号認定児童を対象に夏期休業期間の受け入れ制度を検討することで、京丹波町ならではの集団活動や教育活動の充実に努めます。
- ・地域の人との関わりや地域行事への参加等による交流時間を大切にすることで、地域と連携した就学前教育・保育活動が展開できるよう努めます。

資 料 編

1. 町子ども・子育て審議会の設置に関する条例
2. 統合園舎整備検討部会の設置に関する規程
3. 町子ども・子育て審議会傍聴規程
4. 町子ども・子育て審議会及び統合園舎整備検討部会 委員名簿
5. 町子ども・子育て審議会及び統合園舎整備検討部会 開催経過
6. 「諮問書」及び「答申書」
7. パブリックコメント実施結果
8. 町子ども・子育て審議会答申書（第1期分）〈関係部分抜粋〉
9. 町総合計画〈関係部分抜粋〉
10. 町子ども・子育て支援事業計画〈関係部分抜粋〉
11. 町認定こども園開設準備委員会設置規程

1. 東丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例（平成 25 年条例第 13 号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第1項の規定に基づき、京丹波町子ども・子育て審議会（以下「子ども・子育て審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議及び答申し、又は意見を述べることができる。

- （1）京丹波町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- （2）京丹波町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- （3）特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- （4）特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- （5）その他町長が必要と認めること。

（組織）

第3条 子ども・子育て審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- （2）子どもの保護者
- （3）子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- （4）福祉、保健、医療及び教育等に関係する者
- （5）公募による町民及びその他町長が必要と認めた者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 子ども・子育て審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、子ども・子育て審議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 子ども・子育て審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 子ども・子育て審議会の庶務は、子育て支援課において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される子ども・子育て審議会の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

2. 統合園舎整備検討部会の設置に関する規程（平成29年告示第41号）

（目的）

第1条 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例（平成25年京丹波町条例第13号）第7条の規定に基づき、町立認定こども園開設に向けた須知幼稚園と上豊田保育所（下山分園含む）の統合園舎整備に関し、必要な事項の検討及び協議をするため、京丹波町子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）の中に「統合園舎整備検討部会」（以下「検討部会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 検討部会は、審議会委員の中で、次に掲げる者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

- （1）京丹波町立上豊田保育所保護者会からの選出委員
- （2）京丹波町立須知幼稚園PTAからの選出委員
- （3）京丹波町PTA連絡協議会からの選出委員
- （4）京丹波町議会からの選出委員
- （5）京丹波町区長会からの選出委員
- （6）学識経験者

2 部会員の互選により、会務を総括する部会長を置く。

（会議）

第3条 検討部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会長が必要と認めたときは、関係職員その他の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（その他）

第4条 この規程に定めるもののほか、検討部会の運営その他必要な事項は、その都度検討部会で定める。

附 則

この規程は、平成29年6月27日から適用する。

3. 京丹波町子ども・子育て審議会傍聴規程（平成29年告示第37号）

（目的）

第1条 この規程は、京丹波町子ども・子育て審議会設置条例（平成25年京丹波町条例第13号）第7条の規定に基づき、京丹波町子ども・子育て審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴）

第2条 会議は、会長の許可を得たものが傍聴することができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

（定員）

第3条 傍聴人の定員は、会議の規模に応じて調整する。

（傍聴の手続き）

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で傍聴人受付簿（別記様式）に必要事項を記入しなければ傍聴することができない。

2 前項の手続きは、会議開始予定時刻の15分前から行う。

3 傍聴の手続きは、前条の定員に達したとき又は会議開始予定時刻に達したときに終了する。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒その他、人に危害を与え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット、ステッカー類等を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認める者
- (8) 異様な服装又は装飾品を身につけている者
- (9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 何人も、みだりに発言し、騒ぎ、その他会議の妨害となる言動をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (4) 携帯電話の電源を切るかマナーモードにすること。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて町職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(適用除外)

第11条 会議が現地調査等傍聴に適さないものであるときは、非公開とし、この規程を適用しない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

4. 東丹波町子ども・子育て審議会及び統合園舎整備検討部会 委員名簿

〔審議会（部会）〕

| | 所属・役職 | 氏名（敬称略） | 備考 |
|----|-----------------------------|---------|-----------------------|
| 1 | 京丹波町議会 ・副議長、福祉厚生常任委員 | 鈴木 利明 | （統合園舎整備検討部会・部会長） |
| 2 | 京丹波町区長会 ・副会長（丹波地区区長会長） | 湊 嘉 秀 | ◎会長 （統合園舎整備検討部会委員） |
| 3 | 京丹波町民生児童委員協議会 ・主任児童委員 | 出野 悦子 | ○副会長 |
| 4 | 京丹波町商工会 ・会長 | 野間 之暢 | |
| 5 | 京丹波町母子寡婦福祉会 ・会長 | 谷山 和子 | |
| 6 | 京丹波町老人クラブ連合会 ・女性部長 | 堀 鈴 代 | |
| 7 | 京丹波町社会福祉協議会 ・事務局長 | 津田 勝二 | |
| 8 | 京丹波町立須知幼稚園PTA ・会長 | 神谷 宣行 | （統合園舎整備検討部会委員） |
| 9 | 京丹波町立上豊田保育所保護者会 ・会長 | 谷山 勝彦 | （統合園舎整備検討部会委員） |
| 10 | 京丹波町立みずほ保育所保護者会 ・クラス委員 | 上林 真理子 | |
| 11 | 京丹波町立わちエンジェル保護者会 ・庶務会計 | 乾 香 織 | |
| 12 | 京丹波町PTA連絡協議会 ・副会長 | 小久保 浩和 | （統合園舎整備検討部会委員） |
| 13 | 学識経験者 | 佐藤 明美 | （統合園舎整備検討部会委員） |
| 14 | 学識経験者 | 松岡 知子 | （統合園舎整備検討部会委員） |
| 15 | 公募委員 | 山根 里香 | |
| 16 | 京都府南丹保健所福祉室 ・室長 | 山崎 正則 | |
| 17 | 京丹波町校（園）長会 ・会長（和知中学校・校長） | 小 森 誠 | |
| 18 | 京丹波町病院 ・病院長 | 垣田 秀治 | |
| 19 | 京丹波町保健福祉課 ・課長 | 大西 義弘 | |

〔アドバイザー〕

| | | | |
|---|------------------|-------|-------------------|
| 1 | 佛教大学教育学部・教授 | 原 清 治 | 子ども・子育て審議会・アドバイザー |
| 2 | 佛教大学教育学部 教育学科・教授 | 高 橋 司 | 統合園舎整備検討部会・アドバイザー |

〔オブザーバー（審議会 兼 統合園舎整備検討部会）〕

| | | | |
|---|---------------|-------|--|
| 1 | 須知幼稚園 ・園長 | 浦井 美紀 | |
| 2 | 上豊田保育所 ・所長 | 真野 照美 | |

5. 京丹波町子ども・子育て審議会及び統合園舎整備検討部会開催経過

- 第1回審議会 <平成29年6月27日(火) / 京丹波町中央公民館3階 大会議室>
 - 委嘱状及び諮問書の交付
 - 協議事項：
 - ・町立認定こども園開設に係る基本構想について
 - ・今後のスケジュールについて

..... [**統合園舎整備検討部会**]

- ◆ 第1回部会 <平成29年7月31日(月) / 京丹波町健康管理センター1階 会議室>
 - 協議事項：
 - ・部会審議スケジュールについて
 - ・町立認定こども園開設に係る基本構想(第3章)について
 - ・施設整備内容について
 - ・新園舎候補地の条件整理について
- ◆ 第2回部会 <平成29年8月31日(木) / 京丹波町健康管理センター1階 会議室>
 - 協議事項：
 - ・新園舎候補地(案)及び比較項目の検討について
 - ・施設規模及び整備内容について
 - ・アンケート調査の実施について
- ◆ 第3回部会 <平成29年9月21日(木) / 京丹波町健康管理センター1階 会議室>
 - 協議事項：
 - ・新園舎候補地(案)の選定について
 - ・新園舎の整備内容(案)について
 - ・新園舎建設基本計画における基本方針(案)について
 - ・子ども・子育て審議会への検討結果報告について

.....

- 第2回審議会 <平成29年10月3日(火) / 瑞穂保健福祉センター2階 会議室>
 - 協議事項：
 - ・統合園舎整備検討部会における検討結果について
 - …新園舎の候補地、建築計画・施設計画検討における基本方針
 - ・町立認定こども園開設に向けた基本構想について
- 第3回審議会 <平成29年10月31日(火) / 瑞穂保健福祉センター2階 会議室>
 - 協議事項：
 - ・統合園舎整備検討部会における検討結果について
 - …基本構想(第3章)
 - ・併設施設の整備方針について
 - ・町立認定こども園開設に係る基本構想について
- 第4回審議会 <平成29年11月17日(金) / 瑞穂保健福祉センター2階 会議室>
 - 協議事項：
 - ・町立認定こども園開設に係る基本計画(案)について
 - ・町立(仮称)たんばこども園新園舎建設基本計画(案)について
- 第5回審議会 <平成29年12月8日(金) / 瑞穂保健福祉センター2階 会議室>
 - 協議事項：
 - ・町立認定こども園開設に係る基本計画(案)の内容確定について
 - ・町立(仮称)たんばこども園新園舎建設基本計画(案)の内容確定について
 - ・答申書の内容確認について
- ◎ 答申書の提出 <平成29年12月26日(火) / 京丹波町役場1階 町長室>
- 第6回審議会 <平成30年3月29日(木) / 瑞穂保健福祉センター2階 会議室>
 - 報告事項：
 - ・パブリックコメントの実施結果及び基本計画の策定について

*「協議事項」は主なもののみを抜粋しており、他にも諮問内容に関する事項を適宜審議しました。

6. 「諮問書」及び「答申書」

9京丹字第155号
平成29年6月27日

京丹波町子ども・子育て審議会
会長 湊 嘉秀 様

京丹波町長 寺尾 豊爾

諮 問 書

京丹波町子ども・子育て審議会において、同審議会条例第2条に基づき、次のことを審議されるよう諮問します。

- 1 認定こども園開設に向けた基本計画策定に関すること。
- 2 認定こども園の新園舎整備に関すること。
- 3 京丹波町子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと提供体制、確保方策の進捗管理に関すること。
- 4 京丹波町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

平成29年12月26日

京丹波町長 太田 昇 様

京丹波町子ども・子育て審議会
会長 湊 嘉秀

認定こども園開設に向けた諮問事項に関する審議結果について（答申）

平成29年6月27日付け9京丹字第155号で諮問を受けた「認定こども園開設に向けた基本計画策定に関すること」及び「認定こども園の新園舎整備に関すること」について、別添資料を添付し次のとおり答申します。

「認定こども園開設」と「新園舎整備」は一体的な考えのもと取り組むべき課題である一方、新園舎が須知幼稚園、上豊田保育所及び同下山分園の統合園であり丹波地区に特化した事項であることから、審議会内に「統合園舎整備検討部会」を設け、幼児教育専門家である佛教大学 高橋 司 教授をアドバイザーに迎える中で、候補地選定等の重要案件に関して3回の会合で活発な議論を交わしました。

並行して、審議会においては、町が示す「町立認定こども園開設に係る基本構想」と部会からの「検討結果報告書」を基に、教育分野の専門家であり本町の子ども・子育て支援事業計画策定時の審議会会長を務められた佛教大学 原 清治 教授に助言をいただく中で、就学前児童の健やかな育成支援を共通認識として5回の会合で議論を重ね、審議すべき一つの事項に関し、各委員の熱い思いと、多角的観点から提案や意見を出し合いました。

今回の審議結果は、部会と審議会において慎重審議を重ねた結果に基づき「認定こども園開設」と「新園舎建設」の2つの基本計画（案）をまとめたものであり、町の就学前教育・保育のあり方や将来展望を踏まえて、諮問された事項に対する方向性を示しています。

つきましては、太田町長の強い信念とリーダーシップ、そして町民の皆様との協働のもと、今後より一層、子育て支援施策とりわけ就学前児童に対する教育・保育施策が充実し、平成34年4月1日には基本計画が目標とする3つの町立認定こども園開園が実現するよう、邁進いただくことを願って答申とします。

○添付資料：町立認定こども園開設に係る基本計画（案）

京丹波町立（仮称）たんばこども園新園舎建設基本計画（案）

7. パブリックコメント実施結果

(1) 実施内容

○募集事項：「町立認定こども園開設に係る基本計画（案）」について
「町立(仮称)たんばこども園新園舎建設基本計画（案）」について

○実施期間：平成30年2月1日（木）～平成30年2月16日（金）

○募集対象者：町内に住所を有する方
町内に事業所等を有する方
町内に通勤・通学している方
広域入所で町立保育所に在籍する園児の保護者

○閲覧場所：京丹波町和知支所（教育委員会）
京丹波町中央公民館（教育委員会 丹波分室）
京丹波町瑞穂支所（教育委員会 瑞穂分室）
京丹波町健康管理センター（子育て支援課）
京丹波町立須知幼稚園
京丹波町立上豊田保育所
京丹波町立みずほ保育所
京丹波町立わちエンジェル
京丹波町ホームページ

(2) 実施結果

○意見総数：3件

○提出された意見への対応

- ・計画に意見を反映する … 0件
- ・計画(案)に盛り込まれている … 1件
- ・意見・要望としてお聞きし、今後の参考にする … 2件

○提出された意見と考え方

- ① 30年先、50年先を考えてみますと、建設予定地について、建設基本計画（案）にも一部記載がありますが、新庁舎建設予定地と須知高校をつなぐ位置はどうかと思います。具体的には新庁舎建設予定地と須知高校との間の竹藪、奥の山林、須知高校職員住宅(奥地含む)そして須知高校農場の一部に建設し、町役場（利用住民含む）、と(仮称)たんばこども園そして須知高校を一帯とした保育圏としてはどうかと思います。そうすることによって、3者とのふれあい、心のふれあいが強まるのではと思います。又、町図書館の設置希望も多いですし、そして生徒減少によって存続が危ぶまれている須知高校の活性化（保育科設置を含み）や土地の有効利用も図れると考えます。（一帯の土地所有状況については、私は分かりませんが、少なくとも京都府は協力して頂きたいです）

<考え方>まちづくりの中心的な位置付けから「新庁舎付近」を候補地の一つとし、統合園舎整備検討部会や子ども・子育て審議会で審議をいただきました。その中で、今回いただきましたメリットが見込める一方、交通状況の変化や隣接住宅地への影響等の不確定要素が多くあることが課題として挙げられます。また、校種間連携に関しては、保幼小接続が就学前教育における重点事項であることから、丹波ひかり小学校との位置関係を中心に、蒲生野中学校・須知高校と連携が図りやすい位置として須知幼稚園を選定しました。なお、本町においては須知高校の活性化を重点施策として取り組んでいることから、意見・提案に関しては今後の参考にさせていただきます。

- ② 須知幼稚園と上豊田保育所の統合園舎建設に関する基本計画ですが、みずほ保育所やわちエンジェルに関しても必要に応じた改修が必要と考えます。町立認定こども園開設がすべての京丹波町の子どもたちにとって有意義なものとなるよう、既存園も含めて検討頂きたいと思います。

<考え方>意見・提案としてお聞かせいただき、具体的な検討を進めるうえで、今後の参考にさせていただきます。

- ③ 幼保連携型認定こども園への移行を目指すとされていますが、幼保連携型認定こども園のこと自体がわかりにくく思います。計画書を読めばわかるのですが、概要がわかるように説明の場を設けるなど検討いただきたいと思います。

<考え方>意見・提案としてお聞かせいただき、今後取り組みを進める中で参考にさせていただきます。

8. 京丹波町子ども・子育て審議会答申書（平成27年2月12日提出分、関係部分のみ抜粋）

諮問2 町立幼稚園・保育所のあり方について

審議にあたっては、「子どもたちにとって最善の方向性」を委員全員の共通認識とし、児童数の推移や老朽化施設の現状、町独自施策である子育て支援センター（短時部）のあり方などを基に検討を重ねた結果、次の方向性が京丹波町にとって最善であるとの結論に至りました。

1. 須知幼稚園と上豊田保育所は統合し、幼稚園と保育所の良さを取り入れた「幼保連携型認定こども園」として新たにスタートさせたいと、適正規模に応じた施設を整備する。また、みずほ保育所と瑞穂子育て支援センター（短時部）、わち保育所と和知子育て支援センター（短時部）についても、幼保連携型認定こども園制度に基づく施設へと移行する。
2. 幼保連携型認定こども園に移行することで、現行の幼稚園教育を3歳以上のすべての入所児童に提供できる体制づくりを構築する。なお、職員体制においても、より一層質の高い幼児教育の普及・推進を図る意味合いを鑑み、適正規模以上の配置とする。
3. さまざまな観点からの審議により、下山分園は廃園の方向と考えるが、地域住民や保護者の皆様から理解が得られるよう配慮する。
4. 須知幼稚園と上豊田保育所の統合に関しては、送迎や給食の有無等に違いがあるため、保護者の思いを聴取したうえで、最善の方向性を導き出すよう求める。

【審議における考察点】

○将来推計人口から見る入園(所)児童数の推移

全国的に少子化が進む中、本町の将来推計人口（支援事業計画 34 頁参照）においても減少傾向が見受けられます。町においては少子化対策に力を注がれていますが、ライフスタイルの多様化に伴う結婚及び出産に対する意識の変化等により、未婚率が上昇し、出生数も減少していることから、現時点では将来推計人口に基づいた対策を検討する必要があると考えます。

○子どもを中心とした環境整備

公立幼稚園及び保育所という同一条件にある中で、通う施設によって過ごす環境に違いがあることは公平性や子どもの育成の観点からすると改善が必要と考えます。また、地域の特色を生かした保育環境づくりと合わせ、少人数ではできない集団生活の中での教育ができるよう適正規模・適正人員を確保することも視野に入れる必要があると考えます。

○施設老朽化への対応及び財政負担

須知幼稚園（昭和53年建築）と上豊田保育所（昭和55年建築）の施設が老朽化しており、必要に応じた修繕や改修で対応されていますが、上豊田保育所に関しては、保育施設として建設されたものではなく、児童館施設を活用していることから、保育ニーズへの対応が難しい状況にあります。

施設建設に関しては、建設費と将来にわたる維持管理経費を含めて検討する必要があり、須知幼稚園と上豊田保育所の建て替え、下山分園の耐震補強（耐震補強のみの概算事業費約1億3千万円）並びに改修のすべてを行うことは町の財政状況や費用対効果の面から厳しい状況が見受けられます。また、須知幼稚園と上豊田保育所を別として施設建設を考えた場合、入園児童数の現状及び将来推計人口に基づく入園見込を勘案すると、入所定員を見直し、小規模な施設を建設することになり、優先順位を定め順次整備する必要があります。一方で、わちエンジェルも建設から約20年が経過し、将来的には整備や大規模改修等の対応が必要になることも想定されることから、財政的に須知幼稚園と上豊田保育所の両施設を建設することは難しいと考えます。

○新たな視点から考える幼保連携型認定こども園の導入

子ども・子育て支援新制度スタートに伴い、既存の「幼保連携型認定こども園」が見直され、保育所・幼稚園双方の良さを取り入れたものとなりました。そのため、距離的に町内全域から幼稚園に通うことが困難な状況からすると、京丹波町のすべての児童に同じ条件のもとでの教育環境を提供できるというメリットがあります。また、就労を条件としない子育て支援センター（短時部）事業を町独自に行っていますが、認定こども園に移行することで国等の制度に基づくものとなるため、加入保険等を含め入所児童に対して統一した対応を図ることができます。

ほかにも、幼稚園と保育所それぞれで教育を行っていますが、幼稚園は文部科学省管轄の教育施設、保育所は厚生労働省管轄の保育施設と位置付けられており、基礎となるものが違います。しかし、認定こども園は、両省庁の垣根を越えたものであることから、教育環境をはじめ次のようなメリットがあります。

- ・就労の有無に関わらず利用が可能のため、転所の心配がない。
- ・少子化が進む中、対象児童の枠組みを広げることで必要規模の集団を保ちやすい。
- ・幼稚園と保育所双方の良さを取り入れることで、町内の就学前児童に対し総合的な教育・保育環境を整えることができる。

9. 第2次 京丹波町総合計画（平成29年3月22日策定、関係部分（55～57頁）から抜粋）

基本方針2 地域総がかりで育む子育てからひとづくり

1 幼児・学校教育

◎施策の方向

（1）教育環境の整備

すべての子どもに対し、平等な条件のもと「教育」「保育」「子育て」を総合的にサポートできる体制をつくり、質の高い学力を育む環境づくりを進めます。

幼稚園と保育所の両方のメリットを持ち、保育と教育を一体的に行う認定こども園開設に向けた取り組みを進めます。

町立小・中学校に通学する児童・生徒に対し、通学方法に応じた支援体制づくりを進めます。児童・生徒が一日の大半を過ごす場である教育施設の安全で快適な環境の整備を進めます。

◆主な取り組み <関係項目のみ抜粋>

- ・幼保連携型認定こども園への移行

（2）教育内容の充実

児童・生徒に確かな学力、豊かな人間性、健やかな体といった知、徳、体のバランスのとれた力である「生きる力」の育成に一層努めます。そのためにも、計画的、組織的な研修を通して教職員一人ひとりの資質向上を図ります。 <以下省略>

◆主な取り組み <関係項目のみ抜粋>

- ①子どもの健やかな成長を支える教育の推進
 - ・就学前保育・教育の充実

◎目標指標 <関連項目のみ抜粋>

| 目標指標 | 現状地（H27） | 目標値（H34） |
|------------------|----------|----------|
| 幼保連携型認定こども園設置箇所数 | 0か所 | 3か所 |

10. 京丹波町子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月策定、関係部分のみ抜粋）

第4章 量の見込みと提供体制 *計画書 42 頁

5. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

すべての就学前の子どもに対し、平等な条件のもとで幼児教育・保育を提供できる体制づくりと、就労の有無に関わらず希望する園に入園できる環境づくりを整備するには、現行の保育所及び幼稚園の制度の枠組みでは補うことが難しい状況にあります。

そのような状況のもと、わちエンジェルとみずほ保育所においては、幼稚園までの距離的要件も踏まえ、町独自の施策として「子育て支援センター（短時部）」を設置し、就労の枠組みにとられない園が示す認定こども園に準じた取り組みを展開しています。

子ども・子育て支援新制度においては、幼保連携型認定こども園の基準が見直され、内閣府所管のもと幼稚園と保育所の良さを活かした形での運営が可能となり、本町がめざす就学前の子どもに対する幼児教育・保育の考え方と合致するものとなっています。

このことから、本町においては、幼保連携型認定こども園への移行を目標に定め、取り組みを進めます。

(2) 質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

乳幼児期の発達が連続性を有すること、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含むすべての子育て家庭に適切なサービス・事業の利用を促進するとともに、質の高い教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を提供するよう、関係機関と連携して取り組みます。

(3) 幼児期の教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な保幼小連携の取り組みの推進

保育所や幼稚園と小・中学校との連携を深め、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

(4) 保幼小の連携に係る取り組み

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、その他の小学校就学前の子どもなどに係る施策との緊密な連携を図ります。

第5章 総合的な施策の展開 *計画書 51・52 頁

②子どものこころをはぐくむ教育の充実

施策の方向性

●幼児期に子どもの豊かな感性や基本的生活習慣をはぐくめるよう、幼児教育の充実を図るとともに、保育所や幼稚園、小学校、中学校等の保育・教育施設と、地域との連携をより一層強化します。〈以下省略〉

具体的な取り組み事業 <関連項目のみ抜粋>

・就学前教育の充実

各年齢に応じた到達目標を作成し、個人個人に応じた保育を進める中で、子ども一人ひとりの発達を促す取り組みを実践します。

・教育・保育施設の整備

学校、保育所、幼稚園など公共施設の整備及び改修・補修を行い、児童・生徒が安全に利用できるよう努めます。

◎目標指標 <関連項目のみ抜粋>

| 成果指標 | 平成25年度実績(初期値) | 平成31年度(目標値) |
|-------------------|---------------|-------------|
| ・教育・保育施設の整備(新規整備) | 0園 | 1園 |

11. 京丹波町認定こども園開設準備委員会設置規程（平成28年訓令第4号）

（設置）

第1条 幼稚園と保育所の認定こども園への移行及び開設に関し、必要な事項を協議するため、京丹波町認定こども園開設準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （1） 認定こども園開設に向けた課題の把握及び解決並びに調整に関する事項
- （2） 施設整備に関する事項
- （3） 前2号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会の委員は、教育次長、学校教育課長、総務課長、子育て支援課長、須知幼稚園長、上豊田保育所長、みずほ保育所長、わち保育所長、その他町職員のうちから教育長が指名する者（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育次長、副委員長は子育て支援課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員の任期は2年とし、第1項に規定する職にある期間とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、関係職員その他の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（部会）

第5条 委員会は、専門的な所掌事項を付託するため、部会を設けることができる。

2 部会は、委員及び委員が所属する課等の中から選出した職員、その他委員長が指名する関係部署の職員で組織することとする。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、教育委員会 学校教育課が処理する。

（その他）

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、その都度委員会で定める。

附 則

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

町立認定こども園開設に係る基本計画

平成30年3月

京丹波町教育委員会事務局学校教育課 認定こども園建設推進室
〒629-1192 京都府船井郡京丹波町本庄ウエ16番地
TEL : 0771-84-0028 (直通)
FAX : 0771-84-2100
e-mail : edu20@town.kyotamba.lg.jp